貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について

令 和 ８ 年 ３ 月 １６ 日
物流・自動車局貨物流通事業課

国土交通省では、令和８年１月 22 日（木）から２月 20 日（金）までの期間において、貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集を行いました。

その結果、本件に関して、18 の個人・団体から 38 件の御意見が寄せられました。

寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を、以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
＜書面交付・実運送体制管理簿関係＞		
1.	貨物利用運送事業者には実運送を行わないという特性があるため、実運送体制管理簿の作成範囲や確認方法について、実務で対応可能な基準を明確に示すべきである。 契約書面交付義務については、電磁的方法や包括契約を正式に認めることを求める。	実運送体制管理簿の作成が必要となるのは、貨物利用運送事業者が真荷主との間で運送契約を締結し、元請事業者となる場合であって、真荷主から引き受けた貨物量が 1.5 トン以上の場合に限られます。なお、実運送体制管理簿の作成に必要となる情報の確認方法については、今後公開する予定の Q&A においてお示しする予定です。 書面交付については、貨物自動車運送事業法（平成元年法第 83 号。以下「法」という。）第 37 条第 1 項又は第 37 条の 2 第 3 項において準用する法第 12 条第 3 項又は第 24 条第 3 項の規定により、契約の相手方の承諾を得た場合に限り、メール等の電磁的方法により行うことが可能です。
2.	本省令案が多重取引構造の是正や白トラ排除、運送責任の明確化につながる点には賛同する。 一方で、実運送体制管理簿の準用により、貨物利用運送事業者が元請として管理責任を負うことは妥当だが、貨物利用運送事業者の管理不足や体制不備を前提として、実運送事業者が追加的な書類作成や確認義務といった責任を負うことがないよう、制度運用の整理が必要と考える。	貨物利用運送事業者が元請となる場合に、実運送体制管理簿の作成が義務付けられているため、その作成に係る義務については、当該貨物利用運送事業者が負うこととなります。

3.	実運送体制管理簿や書面交付については、元請・利用運送・実運送が混在する現場で同一情報が重複作成されることのないよう、既存書類との整理や簡素な様式例の提示などにより、実務負担が過度に増えない仕組みを求める。	ご意見を踏まえ、 今後公表予定の Q＆A において様式例を提示するなど、事業者の実務負担が過度に生じないよう制度運用を図ってまいります。
4.	貨物自動車運送事業法第 12 条第 1 項の「相互交付」を第 37 条で第一種貨物利用運送事業者に準用する場合、 ① 真荷主⇔貨物利用運送事業者間、② 貨物利用運送事業者⇔一般貨物自動車運送事業者（または他の第一種）間、③ 両方、のどこで相互交付が必要となるのか。	改正後の法第 37 条第 1 項において準用する法第 12 条第 1 項の規定による相互の書面交付については、令和 8 年 4 月 1 日以降は、真荷主と第一種貨物利用運送事業者の間で行っていただくことになります。 したがって、①の真荷主と貨物利用運送事業者との間において相互交付が必要となり、②の貨物利用運送事業者と一般貨物自動車運送事業者（又は他の第一種貨物利用運送事業者）との間では相互交付は不要です。
5.	下位層への委託時も、相互交付の実質を確保するため、交付書面に対する受領・同意（署名／受領確認の返送、電子承諾を含む）をもって「相互交付」に準じた取扱いとすることを施行規則・告示・ガイドラインに明示してほしい。 これにより、一方的条件提示のみで委託が進むことを防ぎ、委託運送事業者の保護という改正趣旨との整合性を高められると考える。	今般措置する書面交付義務は、立場の弱い事業者が、運送契約の内容が明確でないことにより、契約に含まれない附帯業務を断りにくいといった問題を改善することを企図しており、基本的には立場の強い主体から立場の弱い者への書面交付を義務付けるものです。 その上で、真荷主との書面交付については、貨物自動車運送事業に必ずしも精通していない真荷主が書面を作成することは困難であるといった事情を踏まえ、相互交付としているものです。
6.	実運送体制管理簿には請負階層の記載義務がある一方で、元請から一次委託先への階層通知は制度上必ずしも求められておらず、実運送事業者が自らの階層を把握できない状況が想定される。 そのため、一次委託先に対しても請負階層の通知を必ず行わせる	貴見のとおり、元請事業者から一次委託先者への通知事項には請負階層は含まれておりませんが、元請事業者の連絡先の通知が義務付けられていることから、自身が一次請けであることを把握することは可能と考えます。

	など、全階層が確実に階層情報を把握できる仕組みを制度として明確化する考えはあるのか。	
7.	トラック運輸産業の健全化に向けて、実運送事業者の適正運賃収受に加え、多重取引構造の具体的な可視化を図るため、実運送体制管理簿の作成を要しない場合の有無を問わず、作成を義務化するべきではないか。	実運送体制管理簿の作成については、改正後の法第 37 条第 1 項及び第 37 条の 2 第 3 項において準用する法第 24 条の 5 第 1 項において、事業者の過度な負担にならないよう、真荷主から引き受けた貨物の運送に係る重量が国土交通省で定める重量以上であるものに限ることとされています。
＜運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任関係＞		
8.	「一定規模以上」の基準を事前に判断できるよう具体化することを求める。	運送利用管理規程の作成義務等の対象となる貨物利用運送事業者について、一定規模以上の基準となる値は、本省令案においてお示ししたとおりです（第 35 条の 6）。 なお、値の確認方法については、今後公開する予定の Q&A においてお示しする予定です。
9.	運送利用管理規程の作成基準として「前年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）の貨物取扱量 100 万トン」が基準とされているが、事業年度を 1 月 1 日～12 月 31 日としている事業者も、この「前年度（4 月～翌 3 月)」の期間に合わせて判断すればよいのか。 この点について、施行規則または Q&A 等で明確な取り扱いを示していただきたい。	事業年度を 1 月 1 日～12 月 31 日としている事業者であっても、本省令案による改正後の貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号）第 35 条の 6 において準用する第 13 条の 10 の規定に基づき、前年度（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日までの期間）の貨物取扱量でご判断いただくこととなります。 なお、今後公開する予定の Q&A において、運送利用管理規程を定める貨物利用運送事業者の行う利用運送の規模の確認方法についてお示しする予定です。
＜施行日について＞		
10.	令和 8 年 4 月 1 日施行は、書式整備や体制構築、取引先との契約	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 60

	見直しなど現場準備の観点から期間が限られているため、施行初期は是正指導を中心とした柔軟な運用と十分な周知期間の確保を求める。 また、本制度が形式的な書類負担や責任転嫁を生むのではなく、実運送事業者が適正な対価を得て安全・持続的に輸送を担える環境整備につながる形で定着することを期待する。	号）の一部施行に伴い、本省令案についても令和８年４月１日から施行する必要があります。 国土交通省としては、引き続き、関係省庁や業界団体とも連携しながら、改正内容の丁寧な周知をしっかりと実施してまいります。
＜その他＞		
11.	省令案 P7 にある「第三十五条の十一」の条文中、「法第二十四の五第五項第二号」とされている部分について、正しくは「第二十四条の五」ではないか。	御指摘を踏まえて、「法第二十四の五第五項第二号」を「法第二十四条の五第五項第二号」と修正いたしました。

※本省令案と直接の関係がないため掲載しなかったご意見につきましても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。